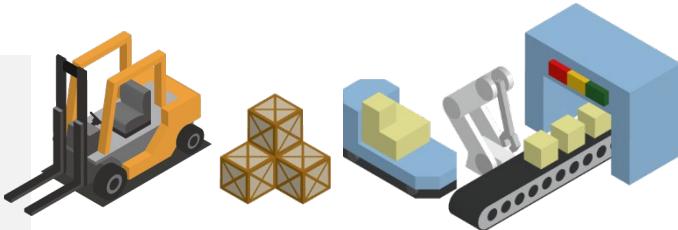


新規事業や高付加価値事業への進出を支援 中小企業新事業進出補助金

中小企業新事業進出補助金とは？

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援し、新規事業への挑戦を後押し。中小企業の生産性・収益の向上を図りつつ、従業員の賃上げにつなげていくことを目的としています。



補助事業概要

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後上限額）
補助率	1/2
補助対象経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費

※その他詳細は公募要領をご確認ください。

補助上限額

9,000万円

(補助率 1/2)

活用イメージ



事業スキーム



第1回公募開始！

公募開始
令和7年4月22日(火)
申請受付
令和7年6月頃(予定)
公募締切
令和7年7月10日(木)

幅広い費用が補助対象となるため、新事業進出を目的とした機材導入、宣伝などを検討している企業にとっては汎用性の高い補助金です！ぜひ活用を検討しましょう！

白川浩平税理士事務所（認定経営革新等支援機関）

TEL:088-855-8205

〒780-0834 高知県高知市堺町2-26

高知中央ビジネススクエア8F

～認定支援機関で対応できます～

- 各種補助金申請
- 経営改善計画書の作成
- 創業支援
- 優遇金利での資金調達
- など



▲動画でも▲
ご視聴できます